

苫小牧市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会設置に関する要綱

(目的)

第1条 苫小牧市水道事業指定給水装置工事事業者規程（令和2年苫小牧市水道事業管理規程第3号）第7条第2項の規定に基づき、苫小牧市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 指定給水装置工事事業者に係る指定の取消しに関する事
- (2) 指定給水装置工事事業者に係る指定の効力の停止に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、上下水道部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、上下水道部次長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる職員をもって充てる。
 - (1) 総務課長
 - (2) 営業課長
 - (3) 水道整備課長
 - (4) 水道管理課長
 - (5) 水道管理課員の中から水道管理課長が指名した者

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 委員会は、非公開とする。

(定足数等)

第6条 委員会は、委員長、副委員長を含め委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員会の審議結果は、書面をもって市長に報告しなければならない。

2 審議の結果、指定の取消し、又は指定の効力の停止を行う場合は、書面をもって財政部契約課に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、水道管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。